

「QG-Care アカデミック」動産総合保険契約概要

以下はお客様が大学生協で購入された学習用パソコンに付帯している保険についての概要となります。

全国大学生生活協同組合連合会が契約者として、会員生協が販売する対象PCを購入されたすべてのお客さまを被保険者として、動産総合保険契約を締結しています。保険契約の内容は別表の通りです。

保険契約者	全国大学生生活協同組合連合会
被保険者	教材パソコン購入者
保険の種類	商品付帯動産総合保険
保険代理店	グローバルソリューションサービス株式会社

(I.年間補償限度額)

- (1) 保険金の支払対象となる事故により損害が発生した場合には、別表に定める年間補償限度額の範囲内の金額と補償対象のパソコンの購入金額のいずれか低い金額までの修理費用を補償いたします。
- (2) ただし、破損、水ぬれによる損害が発生した場合には、5,000 円の自己負担額をお支払いいただく事を条件に、別表に定める年間補償限度額の範囲内の金額と補償対象のパソコンの購入金額のいずれか低い金額までの修理費用を補償いたします。

(II.パソコン再購入補助制度)

- (1) 保険金の支払対象となる事故による損害が発生し、対象パソコンの修理が不可能な場合、あるいは滅失した場合は、別表に定める範囲内の金額と補償対象のパソコンの購入金額のいずれか低い金額を補償額として、大学生協連合会が指定する店舗で使用できる同等スペックのパソコンを再購入するための「パソコン再購入補助」を行うことをもって補償することとします。(※スペシャル、スペシャル.EX、セーフティ、セーフティ.EX、セーフティプラス、フラットプラス、フラットプラス.EX の場合は、盗難も再購入補助制度の対象となります。(プランの詳細は、別表の「保険金が支払われる主な場合」をご確認ください。)ただし、破損、水ぬれの損害による再購入補助につきましては、20,000 円の自己負担額をお支払い頂くことが条件となります。
- (2) (1)のパソコン再購入補助による補償を受けた場合、保険は終了いたします。

(III.請求方法)

- (1) 万一対象パソコンに事故が発生した場合は、被保険者は次の①もしくは②宛てに速やかに事故報告するものとします。
- ①対象パソコンを購入した大学生協連合会
- ②グローバルソリューションサービス株式会社(連絡先は下記を参照下さい)
- (2) (1)の事故報告が不当に遅延した場合かつ事故の確認がとれない場合は、補償を受けることはできない可能性があります。
- (3) 補償の請求においては、被保険者は(1)①もしくは②が指定する書類を提出するものとします。
- (4) 火災・爆発等の損害により対象となるパソコンの現物が確認できない場合、罹災証明書等の提出をもって、また盗難による場合は所轄警察署への盗難届の提出(受理)をもって現物の確認とします。

(IV.保険金の代理受領)

- (1) IIIで(1)①に事故報告した場合は、支払われる保険金は、大学生協連合会が受け取るものとします。
- (2) (1)の保険金の請求においては、被保険者が大学生協連合会に保険金請求の権利を委譲する事とします。

(V.修理依頼先)

- (1) 本動産保険の補償を受ける際には、対象パソコンをお買い求めになった生協店舗に修理依頼された場合のみとなります。_

<別表>

① 保険の対象
保険の対象となるもの ・パソコン本体のみ 保険の対象とならないもの ① パソコン本体の付属品(AC アダプタ、AC ケーブル、Pen)②CD、USB メモリ等に類する記録媒体等③購入後増設した部品 ③購入後取替えたメーカー純正品以外の部分 ④データ、ソフトウェア(SSD に記録されているものを含みます)
② 保険対象の入替
対象のパソコンが初期不良またはメーカー都合が原因でメーカーが新機種に入替を行った場合のみとします
③ 保険金が支払われる主な場合
ご加入プラン別において生じた以下の損害に対して保険金をお支払いします。 ・スタンダードプラス、スタンダードプラスEX:(日本国外含む) 火災、落雷、爆発、破裂、風災、水災、破損、水濡れ、電氣的・機械的の事故(※1) ・スペシャル、スペシャル.EX:(日本国外含む)火災、落雷、爆発、破裂、風災、水災、盗難、破損、水濡れ、電氣的・機械的の事故(※1) ・セーフティII、セーフティII.EX:火災、落雷、爆発、破裂、風災、水災、破損、水濡れ ・セーフティ、セーフティ.EX:火災、落雷、爆発、破裂、風災、水災、盗難、破損、水濡れ ・セーフティIIプラス:(日本国外含む):火災、落雷、爆発、破裂、風災、水災、破損、水濡れ ・セーフティプラス:(日本国外含む):火災、落雷、爆発、破裂、風災、水災、盗難、破損、水濡れ ・フラットIIプラス、フラットIIプラス.EX:(日本国外含む) 火災、落雷、爆発、破裂、風災、水災、破損、水濡れ ・フラットプラス、フラットプラス.EX:(日本国外含む)火災、落雷、爆発、破裂、風災、水災、盗難、破損、水濡れ
④ 保険金が支払われない主な場合
(1) 次の①から⑩に該当する場合は補償の対象とはなりません。 ①紛失、置き忘れ、放置に起因する損害 ②現物の確認できない損害 ③地震 ④パソコンの所有者の故意による損害 ⑤虫食い、ねずみ食い、性質および環境によるサビ、カビ、変質および変色 ⑥誤用、乱用、使用上の誤りにより生じた損害 ⑦戦争、内乱、暴動、テロによる損害 ⑧核燃料物質の放射性・爆発性による損害 ⑨詐欺、横領による損害 ⑩補償開始時にすでに発生していた故障、破損、水ぬれ損害 ⑪ソフトウェアのインストールによる損害 ⑫パソコンの機能および使用に影響のない損害(筐体の凹みや傷、液晶のピクセル抜け等) ⑬データ・ソフトウェアの消失及び損失 ⑭保険の対象の欠陥等(メーカー保証で対象となる損害) ⑮バッテリーの経年劣化 ⑯海外からの送料(往復)等 (2) 被保険者が次に該当する場合は保険金が支払われません。 ①反社会的勢力(注)に該当すると認められること。②反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ③反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。④法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。⑤その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。 (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5 年を経過しない者を含みます。)、暴力団員準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
(3) 販売店舗までの輸送費については、いかなる場合も補償の対象とはなりません。

⑤ 保険責任期間	⑥ 年間保証限度額		
	フラット以外(※3)	フラットプラス フラットⅡプラス	フラットプラスEX フラットⅡプラスEX
事故日(※2)が、保険責任期間が開始してから1年後の応当日の午前0時まで	20万円(※4) 15万円	15万円	20万円
事故日(※2)が、保険責任期間が開始してから1年後の応当日の午前0時から2年後の応当日の午前0時まで	15万円(※4) 12万円	15万円	20万円
事故日(※2)が、保険責任期間が開始してから2年後の応当日の午前0時から3年後の応当日の午前0時まで	10万円	15万円	20万円
事故日(※2)が、保険責任期間が開始してから3年後の応当日の午前0時から4年後の応当日の午前0時まで	6万円	15万円	20万円

(※1) 保険の対象が電氣的・機械的な原因により正常に作動しなくなった状態を言います。

(※2) 事故日とは、普通約款第1条(保険金を支払う場合)およびこの特約により保険金を支払う損害が生じた日をいいます。ただし、いかなる場合も上記、年間補償限度額

もしくは販売価格のいずれか低い額を限度とします。

(※3) スタンダードプラス、スペシャル、スタンダードプラスEX、スペシャルEX、セーフティⅡ、セーフティ、セーフティⅡ.EX、セーフティ.EX、セーフティⅡプラス、セーフティプラスになります。

(※4) プランがスタンダードプラスEX、スペシャルEX の場合のみ。

個人情報の取り扱いについて

第1条: 個人情報の取得、利用目的について

当社は、保険会社から委託を受けた保険代理店業務を営むにあたり、大学生協連合会から取得した個人情報は「損害保険」および「商品・サービス」「保険金の請求」「およびこれらに付随する事務や調査等」を行う目的にのみ利用します。

第2条: 個人情報の管理について

当社は、大学生協連合会から取得した個人情報を正確かつ最新のものにするために、適切な措置を講じます。

また、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、および漏洩等が行われることを防止するため、適切な安全管理対策を実施します。

第3条: 個人情報の第三者への開示、提供について

大学生協連合会より直接取得した個人情報は以下のいずれかに該当する場合を除いて、第三者への開示、及び提供を行いません

- 法令の定めによる場合
- 本人及び、または公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合
- 予め本人から同意を得ている場合
- 特定した利用目的の達成に必要な範囲において、予めお客様が同意された個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合

[個人情報に関する問い合わせ窓口]

電話番号03-5740-0961(平日9:00~17:00) FAX03-6856-9677

連絡先【事故受付デスク】

グローバルソリューションサービス株式会社「損害保険代理店」担当
Tel:03-5740-0194 / Fax:03-6850-8610 / E-mail:UV@gssltd.co.jp

動産総合保険に関しては、大学生協連合会が保険料を負担して、アリアンツ火災海上保険株式会社/三井住友海上火災保険株式会社と動産総合保険契約を締結しています。

連絡先【故障の時の電話相談窓口/障害切り分けコールセンター】

グローバルソリューションサービス株式会社 QG-Care コールセンター
Tel:03-6629-2441 月曜~金曜 9:00~18:00(祝祭日を除く)

補償対象のパソコンが事故にあった場合は、大学生協連合会がパソコン修理業者をグローバルソリューションサービス株式会社に指定しています。

「QG-CareiPad」保証サービス規約

第1条(サービスの概要)

本サービスは、「QG-Care」に加入した加入者にグローバルソリューションサービス株式会社(以下「GSS」といいます。)が提供するiPad保証の保証サービス(以下「本サービス」といいます。)です。

第2条(サービスの対象者)

サービスの対象者は、加入証に記載の方で、本サービスの対象であるiPadの所有者(以下「加入者」といいます。)とします。

第3条(サービスの対象の範囲及びサービス内容)

1. 本サービスの対象は以下の通りとします。

- 1) iPad本体(日本国内向け)
- 2) iPad本体とセット購入したApple Pencil(以下、本規約で「Apple Pencil」と記載する場合、特に断らない限り、「iPad本体とセット購入したApple Pencil」を指すものとします。)(ただしApple Pencilは、iPad本体とは提供される保証内容が一部異なります。)
2. 前項にかかわらず、以下の機器は対象に含まれません。
 - 1) 消耗品(ケーブル、アダプターなど) 2) データ、ソフトウェア(アプリ登録されているものを含みます)

3. 本サービスのサービス内容は下記のとおりとします。

- 1) iPad本体にかかる第5条及び第6条に記載したサポート

第4条(サービス期間)

本サービス期間は、本サービスの対象となるiPad本体及びApple Pencilのメーカー保証開始日からサービス期間に記載の終了日までとします。

第5条(電話サポートサービス)

本サービス期間内に、iPad本体及びApple Pencilの不具合が発生した場合には、GSSは電話にて障害の診断やアドバイスを提供します。(連絡先は下記参照)

第6条(保証サポート)

GSSは、本サービスのサービス期間中に下記の障害が発生した場合、下記の条件にて本サービスの対象となるiPad本体及びApple Pencilの修理を行います。

- ・破損/水濡れによる障害のサービス対象はiPad本体のみとなります。
- ・セット購入したApple Pencilは自然故障のみ保証いたします。

ただし、メーカー保証が適用になる場合は Apple 保証規定に基づくメーカー保証が優先します。

(1)故障	無償
(2)破損・水濡れ(サービス期間中2回まで)	1 回につき 2,000※ご負担いただきます。

※上記金額は消費税別となります。

第7条(保証サポート対象外の場合)

以下の場合には保証サポート対象外となります。

1. Apple 社の規定に基づき、GSS が全損認定した場合
2. 前項の場合、サービス期間中であっても受付日に本サービスは終了いたします。

第8条(サービス終了に対する返金について)

1 前条のサービス終了の場合、経過期間により下記の通り保証サービス料金を返金いたします。

購入日より1年以内の場合	4,100円
購入日より2年以内の場合	2,000円

※上記金額は消費税別となります。

第9条(保証サポートが受けられない場合)

次の各号に該当する場合は、加入者は保証を受けることはできません。

- ① 現物の確認できない障害② 盗難、紛失、置き忘れに起因する障害③ 水害、地震などの自然災害④ 加入者の故意の障害⑤ 虫食い、ねずみ食い、性質および環境によるサビ、カビ、変質および変色⑥ 誤用、乱用、使用上の誤りにより生じた障害⑦ 戦争、内乱、暴動、テロによる障害⑧ 核燃料物質の放射性・爆発性による障害⑨ 第三者に対し賠償請求が可能である障害⑩ 保証開始時に既に発生していた故障、破損、水濡れ障害⑪ アプリのインストールによる障害⑫ iPad の機能及び使用に影響のない障害⑬ GSS 以外で修理を行った場合の修理費用および諸経費⑭ Apple 社の認定を受けていない業者が修理等をした iPad⑮ データ・アプリの消失及び損失⑯ バッテリーの劣化⑰ 国外で発生した障害⑱ セット購入した Apple Pencil の破損・水濡れによる障害

第10条(サービス対象のiPadの入替)

サービス対象の iPad 本体及び Apple Pencil が初期不良に伴いメーカーより新機種に入替された場合、加入者は7日以内に GSS に入替された旨の報告をするものとします。この場合、GSS は、入替後の日本国内向け iPad 本体及び Apple Pencil を保証します。

2. 前項に定めた事由以外の事由で保証対象 iPad 本体及び Apple Pencil を入替することはできません。

3. 第一項の入替の通知が遅滞・脱漏した場合、原則として本規約に定めたサービスを受けることができません。

第11条(保証の請求)

1. サービス対象の iPad 本体及び Apple Pencil に障害が発生した場合は、加入者は速やかに GSS に保証を請求するものとします。保証の請求が不当に遅延した場合でかつ障害の確認がとれない場合は、本規約に基づく保証を受けることはできません。
2. 保証の請求においては、加入者は GSS が指定する書類をすみやかに提出するものとします。

第12条(禁止事項)

1. 加入者は、本規約に定める地位もしくは権利を第三者に譲渡、質入れ又は担保提供の行為を行うことはできません。
2. 保証対象 iPad 本体及び Apple Pencil が第三者に譲渡された場合は、引き継いで保証サービスを受けることはできません。

第13条(準拠)

1. 本規約に定めのない事態が生じた場合、GSS は信義に反せず誠実にお取扱を決定いたします。
2. 本規約に定めのない事項については日本国の法令の定めるところに従います。

個人情報の取り扱いについて

第1条(個人情報利用目的)

当社が行う保証サービスへの申込にあたり提出された申込書、その他の書面に記載された個人情報は、当社が保証サービス契約の履行(保証サービスの引受、保証サービスの提供、修理代金の請求、およびこれらに付随する事務や調査など)を行う目的のみ利用します。

第2条(個人情報の管理)

当社の収集した個人情報を正確かつ最新のものにするために、適切な措置を講じます。また個人情報への不正なアクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、および漏洩等が行われることを防止するため、必須と考えられる安全対策を講じます。

第3条(個人情報の外部への提供)

当社では、以下の場合を除いて、当社の収集した氏名、住所、年齢、性別、生年月日、障害情報その他の個人情報を外部に提供する事はありません。

1. 本人(個人情報を当社に提出された方とします。以下同様とします。)の同意があった場合
2. 法令に基づく場合
3. 第1条の利用目的の達成に必要な範囲内において、当社の業務委託先に提供する場合
4. その他正当な理由がある場合

第4条(個人情報の開示・訂正等)

1. 本人は、当社に対して、当社が保有しているご自身の個人情報を開示するよう求めることができます。
2. 前項の開示の結果、当該情報に誤り等がある場合は、本人は当社に対して当該個人情報の訂正、追加または削除を請求することができます。
3. 前2項の開示、訂正、追加または削除を要求される場合は、下記の個人情報に関する相談窓口で文書、またはお電話でご連絡下さい。

【個人情報に関する問い合わせ窓口】

電話番号 03-5740-0961(平日 9:00~17:00) FAX03-6856-9677

付則

修理サービスを受ける場合には、次のことにご注意下さい。

1. 修理の内容によっては、iPad に保存されているデータが消えてしまう場合があります。データが消失もしくは損失してしまった場合でも当社は責任を負いかねますので、修理に出す前にバックアップを必ずとってください。

連絡先

【故障の時の電話相談窓口障害切り分けコールセンター】

グローバルソリューションサービス株式会社

QG Care コールセンター

Tel:03-6629-2441 月曜～金曜 9:00～18:00(祝祭日を除く)